

第2回国立研究開発法人放射線医学総合研究所 規制支援審議会議事要旨

1. 日 時 平成28年3月1日(火) 15:55～17:00

2. 場 所 国立研究開発法人放射線医学総合研究所 本部棟2階第1会議室
(千葉県稲毛区穴川四丁目9番1号)

3. 出席者

・委員

松井委員、猪口委員、覚正委員、早川委員、四元委員

・放医研

米倉理事長、明石理事、黒木理事、青木監事、有澤監事、吉田企画部長、上野研究推進課長、(企画部研究推進課)笠井課長代理、安東

4. 配布資料

【資料1】 議事次第

【資料2】 国立研究開発法人放射線医学総合研究所規制支援審議会規程

【資料3】 規制支援審議会委員名簿

【資料4】 独立行政法人放射線医学総合研究所 規制支援審議会(第1回)議事要旨

【資料5】 放医研における規制に関連した研究の透明性・中立性の確保について
(審議会了承)

【資料6】 平成27年度受託研究等一覧及び平成27年度共同研究一覧

【資料7】 平成27年度寄付金受け入れ実績

【席上配布】 量子科学技術研究開発機構の研究開発拠点

5. 議事次第

1)第1回規制支援審議会議事要旨確認

平成27年3月に開催された第1回審議会の議事要旨を改めて確認・承認した。続いて第1回審議会において了承された「放医研における規制に関連した研究の透明性・中立性の確保について」の内容を確認すると共に意見交換を行った。

論点①：委員より、規程では本審議会の目的を放医研が実施する規制関連研究の「中立性と透明性」を保つためだとしているが、「放医研における規制に関連した研究の透明性・中立性の確保について」には「公平性・中立性の確保に留意する」とある点について質問があった。

回答：放医研より、透明性確保については「その他留意事項」に記載してある旨説明があった。

論点②：委員より「一般に規制支援活動の公平性・中立性を阻害する要因が見られる場合」の例として「規制庁から規制に直結するような事業を受託する場合等」が挙げられているが、誤解を招きかねないのではないかと、また「阻害する要因」という表現は言い過ぎではないかと、との意見があった。この点を出席者で議論し、誤解を招きかねない例なので削除することとした。

2)平成２７年度の寄附金等の受領及び受託研究・共同研究等の実施について

次に共同研究・受託試験等の一覧表を検討した。東京電力からの受託試験「福島第一原子力発電所において勤務した職員の健康管理を目的とした全身計測装置ホールボディカウンタ等を用いた検査による内部被ばく線量評価業務」については、事務局より東電社員の健康管理を目的としたものであり原子力規制に密接に関連するものではないことを説明した。

論点①：委員より、東京電力からの受託試験は放医研の重要な業務でありまったく問題ない、やるべきことだ、との意見があった。またこのような業務を、本審議会の資料に乘せる必要はないのではないかと、との意見が出された。

回答：放医研より、受託試験をすべて資料に載せて問題がないことを確認してほしいという趣旨であることを説明した。また、ホールボディカウンタを用いた健康フォローアップは医療機関としての対応であるが医療には含まれないため受託試験という契約形態をとっていることを説明すると、緊急時は契約を結ばずに計測すること等を考慮すると医療という扱いでもよいのでは、という意見が委員よりあった。

続いて寄附金の一覧表を検討した。

論点②：委員より、寄附金の申し出を断ることはあるのか質問があった。

回答：放医研より、今までにそのような例はないとの回答があった。

論点③：委員より、実費を支払う代わりに寄附金という形をとるなど、寄附金と受託研究等との区別が難しい場合もあるのではないかと、との質問があった。

回答：放医研より、講演謝金を寄附金という形で受け取る場合があることは認識している旨、回答があった。

この他、出席者より、寄附金受け入れ実績として「放射線の人体への影響/放射線による人体障害の予防・診断・治療研究を支援する寄附」のみを記載しているが、放医研の研究開発・事業活動全般に対するものや寄附者が特に目的を指定するものも記載するよう指示があった。

3)その他

事務局より「量子科学技術研究開発機構の研究開発拠点」の資料を用いて平成２８年度以降の組織体制を説明した。